



令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区西平池法面保護工事

金抜設計書

工事番号 2026090700

工事名 令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区西平池法面保護工事

施工場所 加東市高岡地内

兵庫県 加東市

[illegible]

総括情報表

単価適用年月日	00-08. 10. 01 (0)		
	今 回		前 回
工種区分（土地改良土木）	08 河川工事		
施工地域区分	26 補正なし		
現場環境改善費	01 計上する		
前払区分	02 補正なし 1.00		
契約保証費用	01 計上する		
週休2日補正	05 対象外		

工事費内訳書

頁0-0002/0026

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
本工事費											
直接工事費（仮設工を除く）											
法面保護工											
作業土工											
土工											
	掘削 土砂 オープンカット 5,000m3未満									施工	第0 -0001号内訳表
		47		m3							
	床掘り 土砂 上記以外(小規模)									施工	第0 -0002号内訳表
		23		m3							
	埋戻し 最大埋戻幅1m未満									施工	第0 -0003号内訳表
		20		m3							
	整形工(人力荒仕上げ) 砂質土									施工	第0 -0004号内訳表
		20		m2							

工事費内訳書

頁0-0003/0026

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
法面整形 切土部 土質->れき質土、砂及び砂質土、粘性土						
	120	m2				施工 第0 -0005号内訳表
残土処分						
		m3				
土砂等運搬；(小規模) 土質->土砂(岩塊・玉石混り土含む) ；DID区間->無し						
	49	m3				施工 第0 -0006号内訳表
コンクリートブロック工(平ブロック張)						
平ブロック張						
張ブロック工(空張) 目地モルタルを使用しない場合 ブロック厚さ 12cm						
	117	m2				施工 第0 -0007号内訳表
裏込碎石 クラッシュラン C-30、C-40						
	18	m3				施工 第0 -0009号内訳表
現場打横帯(隔壁) コンクリート 18-8-40BB[水セメント比 60%以下]						
	0.2	m3				施工 第0 -0010号内訳表
基礎ブロック工						

工事費内訳書

頁0-0004/0026

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
プレキャスト基礎ブロック						
基礎ブロック 500型 L=2.0m 2000×500×450 （兵庫本土）						
	19		個			
基礎ブロック 500型 L=1.0m 1000×500×450 （兵庫本土）						
	1		個			
プレキャスト基礎ブロック						
	39		m			施工 第0 -0011号内訳表
天端被覆工						
コンクリート被覆						
現場打天端コンクリート 生コンクリート(各種) ；一般養生						
	3		m3			施工 第0 -0012号内訳表
目地板 瀝青繊維質目地板 t=10mm						
	1		m2			施工 第0 -0013号内訳表
植生工						

工事費内訳書

頁0-0005/0026

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
張芝											
	芝付工 全面張 人工芝(幅 100cm程度)									施工 第0 -0014号内訳表	
		53		m	2						
直接工事費 (仮設工)											
構造物撤去工											
フェンス工											
フェンス											
	ネットフェンス工(本体) 柵高1.5m 支柱間隔2.0m 基礎状況B:アンカーブロック設置									施工 第0 -0015号内訳表	
		6		m							
	ネットフェンス撤去工(本体) 柵高1.5m 忍び返し無し 基礎状況B:アンカーブロック 再利用									施工 第0 -0016号内訳表	
		6		m							
共通仮設 (事業損失防止施設費～営繕費)											

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目	数	量	単 位	単 価	金 額	備 考
官貸額・支給品費						
直接工事費計						
共通仮設費計						
現場環境改善費						
共通仮設費率分			式			
純工事費計			式			
現場管理費						
工事原価			式			
一般管理費等						
			式			

工事費内訳書

費目・工種・種別・細目		数	量	単	位	単	価	金	額	備	考
工事価格計											
消費税相当額											
総計					式						

積算単価算出表

掘削

[規格1] 土砂 オープンカット

[規格2] 5,000m3未満

[摘要]

施工 第0 -0001号内訳表

頁0-0008/0026

1 m3 当り

標準単価			代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		バックホウ(クローラ型) バケット容量0.8m3 標準型・超低騒音型 排出ガス対策型(2014年)					バックホウ(クローラ型) [標準型・超低騒音型・排ガス対策型(2014年)] バケット容量0.8m3			
	K										
	R1		運転手(特殊)					運転手(特殊)			
	R										
	Z1		軽油 パトロール給油					軽油 パトロール給油			
	Z										
								計			
	積算単価 =										
	A	土質		=1		土砂					
	B	施工方法		=1		オープンカット					
	C	押土の有無		=2		無し					
	D	障害の有無		=1		無し					
	E	施工数量		=3		5,000m3未満					

積算単価算出表

床掘り

[規格1] 土砂 上記以外(小規模)

[規格2]

[摘要]

施工 第0 -0002号内訳表

頁0-0009/0026

1

m3

当り

標準単価			代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		バックホウ(クローラ型) バケツ容量0.28m3 後方超小旋回型 排出ガス対策型(第3次基準値)					バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・排出ガス対策型(第3次)] バケツ容量0.28m3			
	K										
	R1		運転手(特殊)					運転手(特殊)			
	R2		普通作業員					普通作業員			
	R										
	Z1		軽油 パトロール給油					軽油 パトロール給油			
	Z										
								計			
	積算単価 =										
	A	土質			=1		土砂				
	B	施工方法			=5		上記以外(小規模)				

積算単価算出表

埋戻し

施工 第0 -0003号内訳表

頁0-0010/0026

[規格1] 最大埋戻幅1m未満

[規格2]

[摘要]

1

m3 当り

標準単価	代表機材規格			構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		バックホウ(クローラ型)バケット容量0.45m3 後方超小旋回型・超低騒音 排出ガス対策型(2014年)			バックホウ(クローラ型) [後方超小旋回型・超低騒音・排ガス(2014年)] バケット容量0.45m3			
	K2		タンバ°及びドラマ 通称60～80kg			タンバ°(ランマ) 通称60～80kg			
	K								
	R1		普通作業員			普通作業員			
	R2		特殊作業員			特殊作業員			
	R3		運転手(特殊)			運転手(特殊)			
	R								
	Z1		軽油 パトロール給油			軽油 パトロール給油			
	Z2		ガソリン レギュラー スタンド°			レギュラーガソリン スタンド			
	Z								
						計			
積算単価	=								

埋戻し

[規格 2]

頁0-0011/0026

[illegible]

施工 第0 -0004号内訳表

頁0-0012/0026

[規格 1] 砂質土

[規格 2]

[摘要]

10

m2

当り

[illegible]

法面整形

〔規格 2〕 土質→砂質土、砂及び砂質土、粘性土

施工 第0 -0005号内訳表

頁0-0013/0026

1	m2	当り
---	----	----

[illegible]

土砂等運搬

[規格 2]

[摘要]

頁0-0014/0026

1	m3	当り
---	----	----

[illegible]

施工単価表

施工 第0 -0007号内訳表

頁0-0015/0026

張ブロック工(空張)

[規格1] 目地モルタルを使用しない場合

[規格2] ブロック厚さ 12cm

[摘要]

10

m2

当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
土木一般世話役		人			
ブロック工		人			
普通作業員		人			
張ブロック 厚12cm (500×500以下) 質量210kg以上/m2		m2			
バックホ運転 (賃料)		日			
合 計	10	m2			
単 位 当 り	1	m2			
A 施工区分 B 材料区分		=2 =2	目地モルタルを使用しない場合 ブロック厚さ 12cm		

積算単価算出表

裏込碎石

[規格1] クラッシャー C-30, C-40

[規格2]

[摘要]

施工 第0 -0009号内訳表

頁0-0016/0026

1 m3 当り

標準単価	代表機材規格			構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		バックホウ バケット容量0.8m3 クローラ型 排出ガス対策型含			バックホウ(排出ガス対策型・超低騒音型含) 油圧式クローラ型 バケット容量0.8m3			
	K								
	R1		普通作業員			普通作業員			
	R2		特殊作業員			特殊作業員			
	R3		運転手(特殊)			運転手(特殊)			
	R4		土木一般世話役			土木一般世話役			
	R								
	Z1		再生クラッシャー RC-40			切込碎石 (0～30mm・0～40mm)			
	Z2		軽油 パトロール給油			軽油 パトロール給油			
	Z								
						計			
積算単価	=								

積算単価算出表

裏込碎石

[規格1] クラッシュラン C-30, C-40

[規格2]

[摘要]

施工 第0 -0009号内訳表

頁0-0017/0026

1
m3 当り

標準単価		代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
A	砕石の種類		=2		クラッシュラン	C-30, C-40				
	</									

積算単価算出表

現場打横帯（隔壁）コンクリート

[規格1] 18-8-40BB[水セメント比 60%以下]

[規格2]

[摘要]

施工 第0 -0010号内訳表

頁0-0018/0026

1

m3 当り

標準単価	代表機材規格			構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		バックホウ バケット容量0.8m3 吊能力2.9t クローラ型クレーン付 超低騒音型・排出ガス対策型含			バックホウ(排出ガス対策型・超低騒音型含) 油圧式クローラ型クレーン付 バケット容量0.80m3 吊能力2.9t			
	K								
	R1		型わく工			型わく工			
	R2		普通作業員			普通作業員			
	R3		特殊作業員			特殊作業員			
	R4		土木一般世話役			土木一般世話役			
	R								
	Z1		生コンクリート 高炉18-8-25(20) W/C=60%			生コンクリート 18-8-40BB 水セメント比60%以下			
	Z2		軽油 パトロール給油			軽油 パトロール給油			
	Z								
						計			
積算単価	=								

現場打横帯（隔壁）コンクリート

[規格 2]

頁0-0019/0026

[illegible]

積算単価算出表

プレキャスト基礎ブロック
[規格1]

[規格2]

[摘要]

施工 第0 -0011号内訳表

頁0-0020/0026

1 m 当り

標準単価			代表機材規格		構成比	基準単価	積算規格		単 価	補 正 構成比	備 考
	K1		バックホウ バックet容量0.8m3 吊能力2.9t クローラ型クレーン付 超低騒音型・排出ガス対策型含				バックホウ(排出ガス対策型・超低騒音型含) 油圧式クローラ型クレーン付 バックet容量0.80m3 吊能力2.9t				
	K										
	R1		普通作業員				普通作業員				
	R2		運転手(特殊)				運転手(特殊)				
	R3		特殊作業員				特殊作業員				
	R4		土木一般世話役				土木一般世話役				
	R										
	Z1		軽油 バトロール給油				軽油 バトロール給油				
	Z										
							計				
	積算単価 =										

現場打天端コンクリート

[規格 2]

[摘要]

頁0-0021/0026

1	m3	当り
---	----	----

標準単価	代表機材規格	構成比	基準単価	積算規格	単 価	補 正 構成比	備 考
K1	バックホウ バケット容量0.8m3 吊能力2.9t クローラ型クレーン付 超低騒音型・排出ガス対策型含			バックホウ(排出ガス対策型・超低騒音型含) 油圧式クローラ型クレーン付 バケット容量0.80m3 吊能力2.9t			
K							
R1	型わく工			型わく工			
R2	普通作業員			普通作業員			
R3	土木一般世話役			土木一般世話役			
R4	特殊作業員			特殊作業員			
R							
Z1	生コンクリート 高炉18-8-25(20) W/C=60%			生コンクリート 18-8-40BB 水セメント比 60%以下			
Z2	軽油 パトロール給油			軽油 パトロール給油			
Z							
				計			
積算単価	=						

現場打天端コンクリート

[規格 2]

施工 第0 -0012号内訳表

頁0-0022/0026

m3

当り

[illegible]

目地板

[規格 2]

〔摘要〕

頁0-0023/0026

1	m2	当り
---	----	----

[illegible]

施工 第0 -0014号内訳表

頁0-0024/0026

[規格1]全面張 人工芝(幅 100cm程度)

[規格 2]

[摘要]

10

m2

当り

[illegible]

施工単価表

施工 第0 -0015号内訳表

頁0-0025/0026

ネットフェンス工(本体)

[規格1] 柵高1.5m 支柱間隔2.0m

[規格2] 基礎状況B:アンカーブロック設置

[摘要]

20

m

当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
ネットフェンス		m			
ネットフェンス用アンカーブロック 180×180×450		個			
土木一般世話役		人			1
普通作業員		人			1
諸雑費	1.00	%			#01
合 計	20	m			
単 位 当 り	1	m			
A 柵高		=3	1.5m		
B 基礎状況		=2	B:アンカーブロック設置		
C 支柱間隔		=1	2.0m		
D ネットフェンス規格		=50	各種		
アンカーブロック = 10 * 1.00 = 10.0個					

工保護面法

表括總量數

数量総括表						
工種	種 別	細 別	規 格	単 位	数 量	備 考
土工						
	掘削工					
		掘削	オープンカット	m ³	47	
		床掘	小規模	m ³	23	
		埋戻	最大埋戻幅1m未満	m ³	20	
		整形工	人力荒仕上げ	m ²	20	
		法面整形	切土部	m ²	120	
	残土処分					
		土砂等運搬		m ³	49	
法面保護工	コンクリートブロック工					
		張りブロック	二次製品 500*500*0.12	m ²	117	
		裏込碎石	C-40	m ³	18	
		現場打横帯（隔壁）コンクリート	18-8-40BB	m ³	0.2	
	基礎ブロック工	基礎ブロック500型	L=2.0m 2000*500*450	個	19	
		基礎ブロック500型	L=1.0m 1000*500*450	個	1	
		プレキャスト基礎ブロック	据付	m	39	
	天端被覆工					
		無筋コンクリート	18-8-40BB	m ³	3	
		目地材	t=10mm	m ²	1	
	植生工					
		芝付工	人工張芝	m ²	53	
構造物撤去工						
	フェンス工					
		ネットフェンス工	支柱間隔2.0m	m	6	
		ネットフェンス撤去工	支柱間隔2.0m	m	6	

法面保護工

張りブロック/面積計算

張りブロック		下部延長	斜長	面積	備考
1	39.0	39.0	3.0	117.0	
計	39.0	39.0		117.0	

天端コンクリート延長 L= 39.3 m

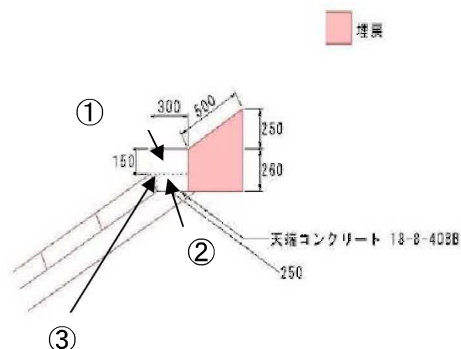
基礎コンクリート延長 L= 39.0 m

二次製品 L=2000 19個
L=1000 1個

法面整形工 総括表・集 計 表									
工 種	細 目	張りブロック・ 止コンクリート	基礎		天端コンクリート	ネットフェンス工	合計	丸め	単位
			二次製品	現打ち					
作業土工									
掘削		35.4			11.7		47.1	47.0	m3
床掘			23.4				23.4	23.0	m3
埋戻			12.0		7.6		19.6	20.0	m3
整形工	人力荒 仕上げ				19.7		19.7	20.0	m2
法面整形	切土	117.9					117.9	120.0	m2
残土処分									
土砂等運搬		35.4	10.1		3.3		48.8	49.0	m3
張りブロック工									
張りブロック	500*500*0.1 2	117.0					117.0	117.0	m2
裏込碎石	C-40	17.6					17.6	18.0	m3
芝付工		53.1					53.1	53.0	m2
基礎工									
基礎ブロック	L=2000		19				19	19	個
	L=1000		1				1	1	個
止コンクリート工									
無筋コンクリート (型枠含)	18-8-40BB 養生含	0.2					0.2	0.2	m3
天端コンクリート工									
無筋コンクリート	18-8-40BB 養生含				3.0		3.0	3.0	m3
目地材					0.6		0.6	1.0	m2
ネットフェンス工									
ネットフェンス撤去	1.5m 再利用					6.0	6.0	6.0	m
ネットフェンス復旧	1.5m					6.0	6.0	6.0	m

張ブロック・止めコンクリート		数 量 計 算 書		(1式当たり)		
張ブロック展開図						
工 種	細 目	算 式		単位	数 量	
土工	掘削	$(117.0 \times 0.27 + 0.9 \times 0.27) \times (1/0.9)$		= 35.37	m3	35.4
	法面整形 切土	117.0 + 0.9		= 117.90	m2	117.9
残土処分	土砂等運搬	土工流用表による			m3	35.4
植生工	張芝	1.35 \times 39.3		= 53.06	m2	53.1
張ブロック工	張りブロック 二次製品 500 \times 500	117.0		= 117.00	m2	117.0
	裏込砕石 C-40	117.0 \times 0.15		= 17.55	m3	17.6
コンクリート工	止めコンクリート (型枠含) 無筋コンクリート 18-8-40BB	0.3 \times 3 \times 0.27		= 0.24	m3	0.2

天端コンクリート



天端コンクリート

$$① 0.3 \times 0.15 = 0.045 \text{m}^2$$

$$② 0.25 \times (0.26 - 0.15) = 0.0275 \text{m}^2$$

$$③ (0.3 - 0.25) \times (0.26 - 0.15) / 2 = 0.00275 \text{m}^2$$

$$① + ② + ③ = 0.07525 \text{m}^2$$

$$\approx 0.075 \text{m}^2$$

$$\text{埋戻} = 0.25 \times 0.5 / 2 + 0.26 \times 0.5 = 0.1925 \text{m}^2$$

$$\approx 0.193 \text{m}^2$$

$$\text{掘削} = 0.075 \text{m}^2 + 0.193 \text{m}^2 = 0.268 \text{m}^2$$

$$\text{法面整形} = 0.5 \text{m}$$

※天端コンクリートは、目地材（エラストイト）を5mに1箇所設置する。

工 種	細 目	算 式	単位	数 量
土工	掘削	$0.268 \times 39.3 \times (1/0.9) = 11.70$	m3	11.7
	埋戻 ダンパ	$0.193 \times 39.3 = 7.58$	m3	7.6
	整形工 人力荒仕上げ	$0.5 \times 39.3 = 19.65$	m2	19.7
残土処分	土砂等運搬	土工流用表による	m3	3.3
コンクリート工	無筋コンクリート 18-8-40BB (型枠・養生含む)	$0.075 \times 39.3 = 2.95$	m3	3.0
	型枠	$0.075 \times 1 = 0.08$	m2	0.1
		$0.15 \times 39.3 = 5.90$	m2	5.9
		$0.26 \times 39.3 = 10.22$	m2	10.2
		計 $= 16.20$	m2	16.2
	養生	$0.075 \times 39.3 = 2.95$	m3	3.0
	目地材 エラストイト t=10mm	$39.3 / 5 \times 0.075 = 0.59$	m2	0.6

基礎コンクリート土工（二次製品）

[illegible]

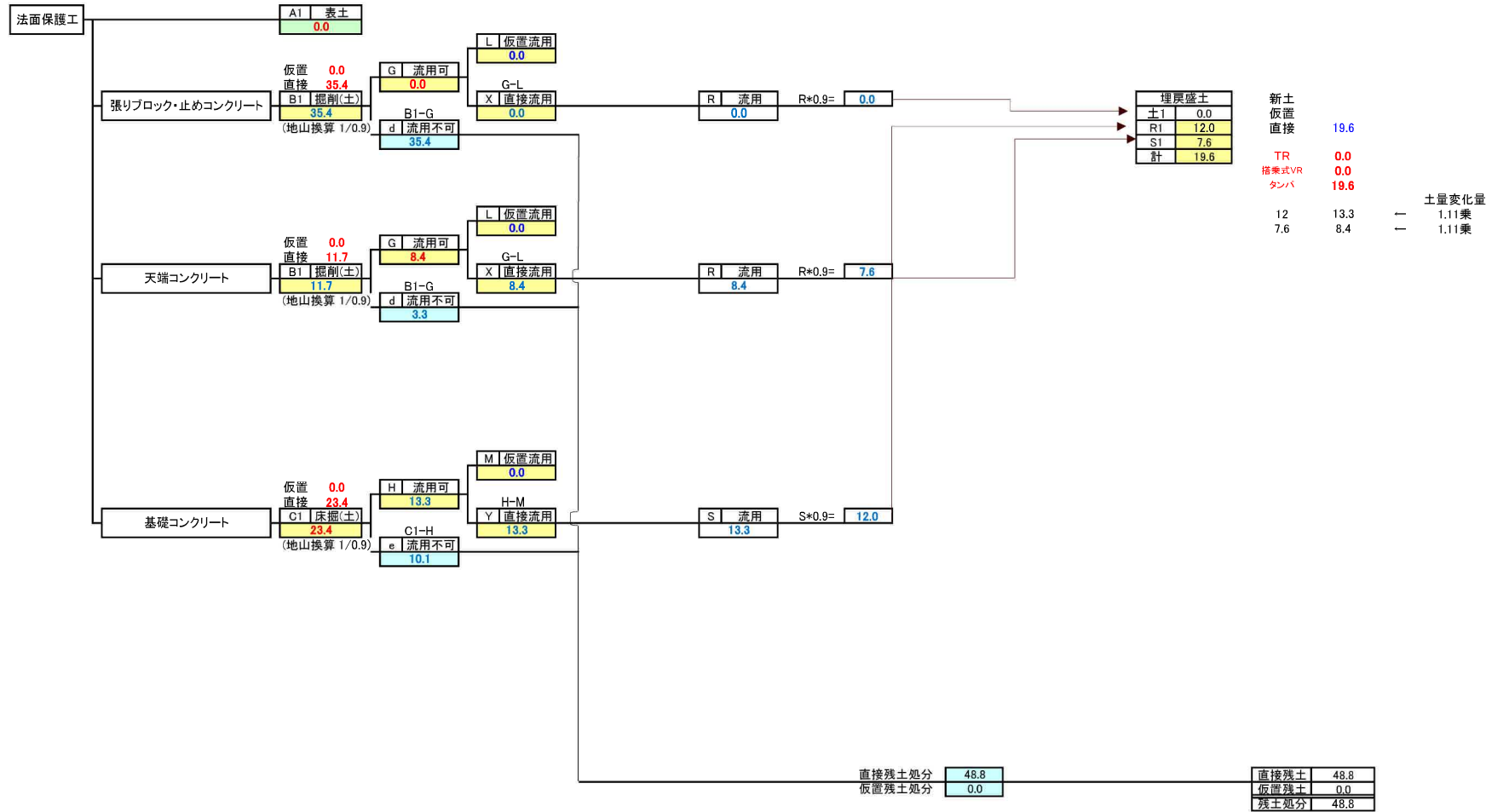
[illegible]

〔掘 削〕

西平池 土 工 流 用 計 画 表
〔仮 置〕

〔盛 土〕

〔土取土捨〕



令和 8 年度
土地改良施設維持管理適正化事業
高岡地区西平池法面保護工事

仕 様 書

（ 共通仕様書
特記仕様書 ）

目 次

共通仕様書	1
農業農村整備事業共通仕様書	2～15
特記仕様書	16～34

土木工事共通仕様書

第1条 適用

本工事に適用する共通仕様書は、農林水産省農村振興局編「土木工事共通仕様書」（令和8年3月26日最終改訂）に準拠するものとし、下記事項について読み替えを行うものとする。

- (1) 1-1-1 適用 1. 「土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄海岸保全事業及び直轄地すべり対策事業に関する」とあるを「土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、兵庫県所管の農業農村整備事業、海岸保全事業及び地すべり対策事業に関する」と読み替える。
- (2) 1-1-1 適用 第2項を削除する。
- (3) 1-1-2 用語の定義 第1項「監督職員」を「監督員」と読み替える。
- (4) 1-1-30 施工管理中、「土木工事施工管理基準(16農振第2232号平成17年3月28日農村振興局長通知)」を「土木工事施工管理基準(農整第1226号平成27年4月1日付け農地整備課長通知)」と読み替える。
- (5) 契約書についての各条項は、兵庫県の使用する契約書に対応する各条項に読み替えるものとする。
- (6) 提出書類の様式等については、農林水産省農村振興局編「土木工事共通仕様書」記載の様式を準用する。

第2条 優先順位

共通仕様書と特記仕様書が重複する場合は、特記仕様書を優先するものとする。

第3条 安全管理

安全管理にあたっては、農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室監修「土木工事等施工技術安全指針（令和5年度改訂版）」に準拠するものとする。

農業農村整備事業共通仕様書

第1章 総則

第1条 （適用）

1. 本仕様書は、加東市が施工する農業農村整備事業に関する工事に適用する。
2. 本仕様書に記載された事項は、農林水産省農村振興局整備部設計課監修「土木工事共通仕様書」（発注時点最新版）に優先するものとする。
なお、共通仕様書の最新版については、以下の農林水産省 HP を参照すること。

http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/

第2条 （建設副産物対策）

1. 本条の対象は、建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合とする。
2. 建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」（平成15年3月17日兵庫県条例第23号）第16条の3に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出すること。
なお、神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例を適用する。
3. 「再生資源利用計画」「再生資源利用促進計画」については、施工計画書に含めて提出すること。
また、再生資源等の利用・搬出が終了した際には、その実績を提出すること。
4. 建設廃棄物を搬出する場合は、県登録施設への搬出を原則とする。もし県未登録施設での処理が必要となった場合は、以下の書類を作成・提出し、監督員の承諾を得ること。
 - ・ 県未登録施設との打合せ記録簿
 - ・ 産業廃棄物処分業許可証の写し
 - ・ 施設概要の分かる書類
 - ・ 建設副産物受入価格の見積書

第3条 （電子マニフェストの活用について）

1. 土木工事共通仕様書1-1-22条（又は施設機械工事等共通仕様書1-1-23条）3項における廃棄物管理票（マニフェスト）については、可能な限り電子マニフェストの活用に努めるものとする。

第4条 （不正軽油の使用禁止）

1. 受注者は、工事の施工にあたり、使用する車両及び建設機械の燃料として、不正軽油(地方税法第 144 条の 32(製造等の承認を受ける義務等)の規定に違反する燃料をいう。)を使用してはならない。
2. 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合には、速やかに是正措置を講じなければならない。

第 5 条 (過積載による違法運行の防止)

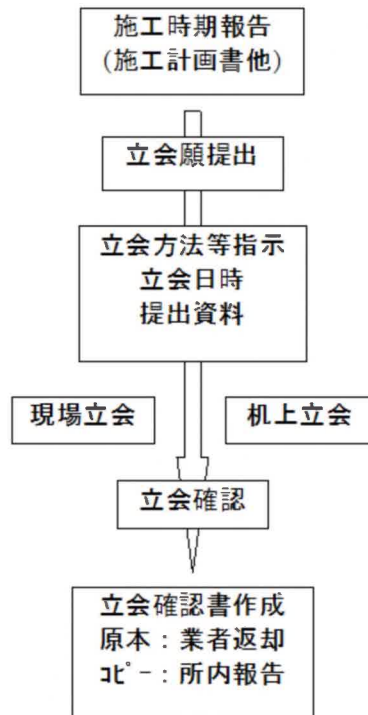
1. 積載重量制限を超えて工事用資機材及び土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし柢装着車、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(昭和 42 年法律第 131 号)(以下「ダンプ規制法」という。)の表示番号等の不表示車(以下「不表示車」という。)等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
4. 建設副産物の処理及び骨材等資材の購入等に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないこと。
5. 過積載車両、さし柢装着車、不表示車等から土砂等の引渡しを受ける等、過積載を助長することのないようにすること。
6. 取引関係にある事業者が過積載を行っている場合又はさし柢装着車、不表示車等を運搬に使用しようとしている場合は、早急に不正状態を解消するよう適切な措置を講じること。
7. ダンプ規制法の主旨に沿って、同法第 12 条に規定する団体等の加入者を使用すること。
8. 交通安全に関する配慮に欠ける者又は業務に関し運搬用車両等によって悪質かつ重大な事故を発生させた者を下請契約の相手方又は資材納入業者に選定しないこと。
9. 下請け業者や資材納入業者に対して過積載防止や交通安全に関する教育・訓練等の安全対策を行うこと。

第 6 条 (監督員による段階確認)

1. 受注者は、別表-1 及び別表-2 段階確認一覧表に示す確認時において、段階確認を受けなければならない。
2. 受注者は事前に段階確認に係わる報告(種別、細別、施工予定時期等)を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。
3. 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
4. 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
5. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。

この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを掲示し確認を受けなければならない。

段階確認フロー



別表－1 段階確認一覧表

種類	細別	確認事項
指定仮設工		設置完了時
河川・海岸・砂防土工(掘削工) 道路土工(掘削工)		土(岩)質の変化した時
道路土工(路床盛土工) 舗装工(下層路盤)		ブルーフローリング実施時
表層安定処理工	表層混合処理・路床安定処理	処理完了時
	置換	掘削完了時
	サンドマット	処理完了時
バーチカルドレーン工	サンドドレーン	施工時
	袋詰式サンドドレーン	施工完了時
	ペーパードレーン	
締固め改良工	サンドコンパクションパイル	施工時 施工完了時
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時 施工完了時
	薬液注入	施工時
矢板工 (任意仮設を除く)	鋼矢板	打込時
	鋼管矢板	打込完了時
既製杭工	既製コンクリート杭	打込時
	鋼管杭	打込完了時(打込杭)
	H鋼杭	掘削完了時(中掘杭)
		施工完了時(中掘杭) 杭頭処理 完了時
場所打杭工	リバース杭	掘削完了時
	オールケーシング杭	鉄筋組立て完了時
	アースドリル杭	施工完了時
	大口径	杭頭処理完了時
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		鉄沓据え付け完了時 本体設置前(オープンケーソン) 掘削完了時(ニューマチック ケーソン) 土(岩)質の変化した時 鉄筋組み立て完了時
鋼管井筒基礎工		打込時 打込完了時 杭頭処理完了時

別表－2
段階確認一覧表(農業農村整備事業関係)

種 別	細 別	確 認 時 期
ほ場整備	整地工	基盤均平完了時 表土均平完了時
	管水路工	漏水試験時 水压試験時
ため池	準備工	境界立会時、法線設置完了時
	堤体工	床掘完了時(床付・岩着) 土(岩)質の変化した時 盛土開始時
	洪水吐工	土(岩)質の変化した時 床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
	樋管工	床掘掘削完了時 鉄筋組立て完了時 埋戻し前
	土取場工	境界立会時 土質判定時
地すべり (抑止工)	抑止杭工 (鋼管杭工)	法線設置完了時 材料検査時 鋼管建て込み完了時

種 別	細 別	確 認 時 期
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工		コンクリート打設前
重要構造物 函渠工(樋門・樋管を含む)、洪水吐工 躯体工(橋台)、ＲＣ躯体工(橋脚) 橋脚フーチング工、ＲＣ擁壁 砂防ダム・床止・床固、堰本体工 排水機場本体工、水門工、共同溝本体工		コンクリート打設前
床版工		コンクリート打設前
ポストテンションＴ(Ｉ)桁製作工 プレビーム桁製作工 ＰＣホロースラブ製作工 ＰＣ版桁製作工、ＰＣ箱桁製作工 ＰＣ片持箱桁製作工、ＰＣ押出箱桁製作工		コンクリート打設前 (工場製作を除く)
トンネル工		施工前、スライドセントル設置時
盛土工 道路・河川・砂防		敷均し、転圧時
舗装工	路盤、表層、基層	舗設前
コンクリート吹付工		吹付前 その他監督員が指示する時
維持・管理工	施肥、薬剤散布	施工時
開削工(農業集落排水・下水道)		施工前
推進工(農業集落排水・下水道)		施工前、裏込注入時
シールド工 (農業集落排水・下水道)		裏込注入前 コンクリート打設前
立坑工		施工時

なお、下記の簡易構造物には適用しないものとする。

- ① 張コンクリート・捨コンクリート等(河川の護岸は除く)
- ② コンクリート断面積 1 m²以下の水路・側溝等
- ③ コンクリート量 1 m³以下の防護柵・照明・標識等の基礎
- ④ 高さ 1 m以下の擁壁(河川の護岸は除く)
- ⑤ 集水枠・分水枠(ただし、コンクリート断面積 1 m²以上、高さ 1m以上のものを除く)

第7条 （電子納品）

1. 工事完成図書は「工事完成図書の電子納品要領（案）」、「農業農村整備事業電子納品マニュアル 第4版」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子データを電子媒体で正副2部提出するほか、下記については紙媒体で提出するものとする。

（1）施工計画書、完成図書、出来高展開図の出力 1部

（市販のファイル綴じで可）

（2）協議の結果、電子納品対象外となった完成図書 1部

また、書面における署名又は捺印の取り扱い等については、別途監督員と協議するものとする。

2. 完成図を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）」等に基づいて作成する。

なお、「工事完成図書の電子納品要領（案）」、「農業農村整備事業電子納品マニュアル 第4版」で特に記載がない項目については監督員と協議のうえ、電子化の可否を決定する。

3. 工事写真は農林水産省が策定した「電子化データの作成要領（案）」及び兵庫県農林水産部が策定した「工事完成図書の電子納品に関する運用指針（案）」に基づいて提出するものとする。
4. 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェッカー」等によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施した上で電子媒体を提出するものとする。

第2章 材料

第1条 (建設資材、物品等の調達)

1. 本工事に使用する全ての建設資材については、県内産品を原則使用する。
ただし、工事請負代金額が250万円未満の工事、緊急的に実施する工事は対象外とする。

県内産品の調達が困難な場合は、県内に本店や営業所等を有する取扱業者から直接調達を図ることとし、それでもなお、やむを得ない理由があり、これにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」(別表1)を提出し、監督員の承諾を得ることとする。

※ 県内産品の定義・・・県内で産出、生産、加工又は製造(県内工場)された建設資材

2. 工事着手前に受注者が提出する「使用材料一覧表」の様式は別表2とする。

(別表1)

県内産品未使用理由書

一覧表 No.	使用する材料の名称	材料の規格等	未使用の 理由 記号 ※1	附属資料の名称	具体的な理由 ※2

※1 未使用理由

ア 県内の本店又は営業所等を有する者から調達できない場合

イ 受注者により提出される「県内に本店又は営業所等を有する取扱業者の県内産品納入価格」と「設計単価」との価格差が大きい場合

ウ その他

※2 未使用理由「ウ」に該当する場合のみ記入

(別表2)

使用材料一覧表

No.	使用する 材料の名称	材料の規格 等	材料の JIS 規格 の有無 (有りの 場合○)	工場の JIS 表示認定 (認証) の有無 (有りの 場合○及 び番号)	主要 資材 (該 当す る場 合○)	県内 産品 (使 用場 合○)	製造会社名 又は工場名 所在地 (又 は土取場 名)	使用 材料 確認 願を 提出 の場合○	土木 工事 承諾 書を 提出 の場合○	県内本 店等(使 用場合○) ※1	購入社名、所在 地 ※2	県内 産品 未使用 の場合○ ※3

※1 県内産品の調達に困難な場合で、県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達した場合に記入する。

※2 材料の納入業者名が、製造会社名と異なる場合に記入する。

※3 県内産品を使用せず、かつ県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達していない場合は、「県内産品未使用理由書（別表1）」の添付が必要。

注1）契約金額が250万円未満の工事及び緊急的に実施する工事、総価契約単価取決方式工事は「主要資材」「県内産品」「県内本店」「購入社名、所在地」「県内産品未使用の場合」欄の記入は不要。

注2）受注者は、工事完成時に「使用材料一覧表（別表2）」として提出した全ての電子データを監督員に提出する。

第2条 （セメントコンクリート二次製品の取扱要領の適用について）

1. セメントコンクリート二次製品の品質確認は、下記ホームページアドレスに掲載する「セメントコンクリート二次製品の取扱要領」に基づき実施する。

http://web.pref.hyogo.jp/cache.yimg.jp/ks04/gi_jyutsukannri.html

第3章 施工共通事項

第1条 （レディーミクストコンクリート）

本条は、レディーミクストコンクリートの製造に関する一般事項を取り扱うものとする。なお、本条に規定していない製造に関する事項は、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）を適用する。

1. 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) J I S マーク表示認定製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国

に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（以下「JIS 認証工場」という。)) で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技師等）が常駐しており、配合設計及び品質管理などを適切に実施できる工場（（全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場）（以下、「監査合格工場」という。）等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）（以下「JIS A 5308」という。）に適合するものを用いなければならない。

（２）JIS 認証工場が工事現場近くに見当たらない場合、又は現場近くのJIS 認証工場の出荷能力等の制約から調達ができない場合は、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られること及び該当工場の配合設計及び品質管理などについて確認の上、JIS 認定工場からの調達が不可能である理由について記述した書面を提出し、監督員の確認を得なければならない。

なお、その場合でも、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理を適正に実施できる工場を選定しなければならない。

２．受注者は、監査合格工場で製造された JISA5308 に適合するレディーミクストコンクリートについては、必要に応じて配合に臨場するとともに、製造会社の材料試験結果、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

なお、受注者による臨場、確認等については、表１のとおりとする。

３．受注者は、JIS 認証工場以外の工場で製造したレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS 認証工場であっても JISA5308 以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合、JIS 認証工場であるが監査合格工場以外の工場で製造した JISA5308 を用いる場合には、必要に応じて配合に臨場し、また、製造会社の材料試験結果、レディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料により、監督員の確認を得なければならない。

また、受注者は、レディーミクストコンクリートの打設時には、必要に応じて当該工事の主任技術者又は監理技術者か、コンクリート主任技士又はコンクリート技士の資格を有する技術者を立会させなければならない。

なお、受注者による臨場、確認等については、表１のとおりとする。

４．受注者は、レディーミクストコンクリートの打設に関し、表３の練混ぜから打設完了までに要した時間の確認ができる記録資料（以下、「打設

状況報告書」という。)を作成・整備・保管し、監督員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

5. 受注者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5308 により実施しなければならない。なお製造会社等に検査のための試験を代行させる場合は、受注者がその試験に臨場しなければならない。また現場練りコンクリートについても、これに準ずるものとする。

6. 受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表 2 の示方配合表を作成し監督員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事（公共工事に限る）において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず他工事（公共工事に限る）の配合表に代えることができる。

また、JIS マーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。

7. 受注者は、土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、一般の環境条件の場合のコンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては 55 パーセント以下、無筋コンクリートについては 60%以下とする。

表1 配合に臨場する場合の頻度等 (土木工事)

			監査合格工場の JIS (A 5 3 0 8) 製品	監査合格工場以外の JIS (A 5 3 0 8) 製品	JIS (A 5 3 0 8) 以外の製品
		受注者の臨場、確認等の時期	コンクリート構造物の分類(表2参照)		
製造関係	①品質管理に携わる技術者の資格の確認(常駐の確認)	材料承認提出時	A 欄、B 欄とも	—	○ ^{*2}
	②品質管理責任者の配置の確認	材料承認提出時	A 欄、B 欄とも	—	—
	③コンクリートの圧縮強度の管理体制の確認	材料承認提出時	A 欄、B 欄とも	—	○ ^{*2}
	④配合への臨場	試験練りを行う場合には試験練り時	A 欄に該当	○	○
			B 欄に該当	—	○
		打設時	A 欄に該当	—	○ ^{*1}
			B 欄に該当	—	○ ^{*1}
施工関係	⑤単位水量にかかる日常管理に関する事項の確認	打設期間中	A 欄に該当	—	○
			B 欄に該当	—	○
	⑥有資格者等の臨場	打設時	A 欄に該当	—	○
施工関係	⑦打設状況報告書(表3)の作成等	打設時	B 欄に該当	—	—
			A 欄、B 欄とも	○	○

*1：臨場の頻度は、鉄筋コンクリートは打設日1日につき2回(午前、午後)とし、その他のコンクリートは打設1日につき1回とする。

*2：監査合格工場は除く。

①品質管理に携わる技術者の資格確認(常駐の確認)

コンクリート技士、コンクリート主任技士又は同等の有資格者が、1名以上常駐し実際に品質管理に携わっていること。なお、同等の資格とは、技術士(コンクリート専門)、コンクリート診断士に限る。

②品質管理責任者の配置の確認

品質管理責任者(QMR)として有資格者を JIS 登録認証機関に届け出て配置するとともに、QMRの資格を有する者の中から代理人1名を選定していること。

③コンクリートの圧縮強度の管理体制の確認

代表的な配合を選択し、JISA5308 の 9.2 に基づく方法、JISA1132 の方法によってあらかじめ定めた間隔で強度を検査し、その管理を行っていること。ただし、代表的な配合がない場合には、任意の配合について行っていること。

(ア) あらかじめ間隔（1 回／日以上）定めていること

(イ) 検査記録が 3 ヶ月分残されていること

(ウ) 適合性を確認していること

(エ) 恒温養生水槽中の供試体数が記録と整合していること（検査前 1 ヶ月）

⑤単位水量にかかる日常管理に関する事項の確認

打設期間中の確認については、「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）平 24 年 4 月 兵庫県」によることとする。

表2 示方配合表

粗骨材の 最大寸 法(mm)	スラン プ (cm)	水セメン ト比 W/C(%)	空気 量 (%)	細骨材率 S/a(%)	単 位 量 (kg/m ³)					
					水	セメント	混和材	細骨材	粗骨材	混和材
					W	C	F	S	G	A

表1 打設状況報告書 (土木工事)

レディーミクストコンクリート(00-0-00 xx)

打設日 年 月 日
打設箇所
天候

[illegible]

注1:表中の薄アミの部分は、現場において実測した場合に記載のこと。
注2:当 表3の作成は、原則として打設日当日に行うこと。

特記仕様書

第1章 総則

第1節 総則

第1条 適用の範囲

1. 本仕様書は、加東市が発注する「令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区西平池法面保護工事」（以下「工事」という。）に適用する。
2. 本工事は土木工事等共通仕様書、特記仕様書、土木工事施工管理基準、その他設計図書等に基づいて誠実に履行しなければならない。
3. 特記仕様書、農業農村整備事業共通仕様書、設計図書等に記載された事項は土木工事等共通仕様書に優先するものとする。

第2条 準拠図書及び基準

適用規格、準拠基準等は、共通仕様書の1-1-41に示す諸法令、諸法規の定めによるほか下記の基準・図書に準拠して施工するものとする。

- | | |
|-------------------------|---------|
| ① 兵庫県土地改良技術基準 | (兵庫県) |
| ② 農林水産土木工事安全施工技術指針 | (兵庫県) |
| ③ 土地改良事業計画設計基準 | (農林水産省) |
| ④ 土地改良事業標準設計 | (農林水産省) |
| ⑤ 土木工事施工管理基準 | (農林水産省) |
| ⑥ 日本工業規格 | (J I S) |
| ⑦ その他共通仕様書等に記載の法令・規則・規格 | |

第2節 工事内容

第1条 目的

1. この工事は土地改良施設維持管理適正化事業を活用し、堤体の前法部の浸食が進行している西平池に張ブロックを設置し、土羽の浸食を防止することで施設の維持を適正にするものである。

第2条 工事場所

加東市 高岡 地内

第3条 工期

契約締結日の翌日 ～ 令和9年2月12日

第4条 ため池概要

	現状	計画（ブロック張工法）
1 堤体工	堤高 3.0m 堤長 388m 堤頂幅 5.0m 法面保護 張りブロック （一部土羽仕上げ）	堤高 3.0m 堤長 388m 堤頂幅 5.0m 法面保護 張りブロック （一部土羽仕上げ）※
2 洪水吐工	越流式 幅 2.5m	越流式 幅 2.5m
3 取水施設工（斜樋）	斜樋 $\phi 300$ 1門 $\phi 400$ 1門	斜樋 $\phi 300$ 1門 $\phi 400$ 1門
4 取水施設工（底樋）	土砂吐樋 $\square 300 \times 1$ 門 鋼製スライドゲート	土砂吐樋 $\square 300 \times 1$ 門 鋼製スライドゲート

※施工については、平面図に示す土羽仕上げ箇所とする。

第2章 施 工

第1節 施 工 一 般

第1条 一般心得

1. 受注者が受益者・周辺住民から要望、指摘等を受けた場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けるものとし、単独処理をしてはならない。
2. 受注者は工事施工中、監督員と密に連絡を行い、周辺住民に迷惑をかけないように細心の注意を払い、重機等による事故を絶対に起こさないように注意しなければならない。

第2条 実施工程表

1. 受注者は、共通仕様書に示す様式に基づき実施工程表を作成し監督員に提出して承諾を受けなければならない。
2. 本工事の工期は、雨天、祝祭日、年末年始休暇及び土・日曜休日を見込んでいる。ただし、騒音規制法、振動規制法その他諸法令の許可の範囲内でやむを得ず休日に作業を行う必要がある場合は、監督員に届け出るものとする。ただし、夜間工事は行わないこととする。
3. 天候や地域住民対応等で業務計画書に記載のある祝日に施工が必要と

- なった場合は、監督員と協議のうえ、休日作業届を提出すること。
4. 現行の実施工程表に変更が生じその内容が重要な場合には、その都度変更実施工程表を提出しなければならない。
 5. 実施工程表について監督員が特に指示した場合は、さらに細部の実施工程表を提出しなければならない。
 6. 月の最終週に当月の進捗報告を監督員へ提出すること。

第3条 準備

1. 工事着手前に、関係者（周辺住民、地権者など）へ工事の実施にかかる必要事項等の連絡を行うこと。
2. 労務及び作業用機械器具類は工程を十分検討の上、工期内に工事実施の可能な能力のあるものを準備し、特に作業機械は常に点検整備を行い、故障等により工事に支障をきたすことのないように十分留意すること。
3. 契約後すみやかに共通仕様書1-1-42、43に必要な手続きを行うと共に使用材料及び使用建設機械については施工計画書及び使用承認願を提出し、監督員の承認を得なければならない。
4. ため池の落水後、監督員の承認を得た上ですみやかに排水対策を講じ、測量及び機械施工のできる状態にした上で、事前測量により現地高さを確認し、丁張をかけて設計図書との整合及び用地等について監督員の確認を受けなければならない。
5. 地下埋設物や架空線（電柱、電線等）について工事の際、危険のないように十分な調査を行うこと。工事に支障となる場合は監督員と協議すること。

第4条 安全対策

1. 工事開始前及び開始時において、地域住民等の意見を踏まえた危険箇所の特定制と適正な安全施設（立入防止施設、注意看板等各種標識類）を設置するものとする。
2. 地元説明会等で地域住民への危険箇所の周知と事故防止の徹底を図らなければならない。
3. 必要に応じ安全対策マップを作成し、地域住民等への配布を行うものとする。
4. 工事完了後は湛水を行い、工事休止期間となるため、完了後の危険箇所については十分な安全対策を講じること。

第5条 排出ガス対策

1. 本工事において下表に示す建設機械を使用する場合は、排ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用するものとする。なお、排ガス対策型建設機械を使用できない場合は、「建設技術評価制度」又は「民間開発建設技術の審査証明事業」により評価された「排出ガス浄化装置」を装着した建設機械を使用することで同等とみなすものとする。ただし、これにより難しい場合は、相当の理由を付して監督員へ申し出るものとする。
2. 工事で使用する建設機械は、排ガス対策型建設機械か否かを施工計画書に記載するものとする。
3. 排出ガス対策型建設機械は、施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、完成図書として提出するものとする。
4. 受注者は建設機械を使用するにあたり、アイドリングストップの励行に努めなければならない。

<表>

一般工事用建設機械	備考
・ バックホウ ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ 油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバーササーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング施工機） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ホイールクレーン	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw ～ 260kw）を搭載した建設機械に限る。

第6条 監督員による検査（確認を含む）及び立会等

1. 受注者は設計図書に従って、工事の施工について監督員の立会にあたってはあらかじめ別添様式に定める立会願を前日正午までに監督員に提出しなければならない。なお、急を要する場合はこの限りではない。
2. 監督員は、工事が契約図書どおりにおこなわれているかどうかの確認

をするため必要に応じ、工事現場、又は製作工場に立ち入り、立会し、又は資料の提出を請求できるものとし、受注者はこれに協力しなければならない。

3. 受注者は、監督員による検査（確認を含む）及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。
4. 監督員による検査（確認を含む）及び立会の時間は、監督員の執務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合はこの限りではない。
5. 受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項もしくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会を受け、材料検査（確認を含む）に合格した場合であっても、契約書第17条、及び第31条に規定する義務を免れないものとする。

第7条 監督員による段階確認

1. 監督員による段階確認については、兵庫県土木部共通仕様書3-1-1-3条に示すとおりとする。
2. 本工事で追加する検測・確認については、別表-1及び別表-2 段階確認一覧表及び段階確認一覧表（追加）のとおりとする。
3. 受注者は事前に段階確認に係わる報告（種別、細別、施工予定時期等）を所定の様式により監督員に提出しなければならない。また、監督員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は段階確認を受けなければならない。
4. 段階確認は受注者が臨場するものとし、確認した箇所に係る監督員が押印した書面を、受注者は保管し検査時に提出しなければならない。
5. 受注者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供するものとする。
6. 監督員は、設計図書に定められた段階確認において臨場を机上とすることができる。

この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを掲示し確認を受けなければならない。

段階確認一覧表（追加）

種 別	細 別	確 認 時 期
ため池	堤体工	丁張設置 掘削終了時 型枠組立完了時 コンクリート打設前（型枠組立完了時と兼ねることが出来る）

第2節 築 堤 工

第1条 一 般 事 項

1. 監督員が特に指示しない限り盛土は図面に示された寸法、斜面勾配に従い施工しなければならない。ただし、監督員は堤体の安全上必要と認めたときは、基礎幅及び斜面勾配の増減又は断面を変更する場合がある。
2. 請負ったすべての工事が完成し検査・確認を受けるまで、受注者は盛土の保護及び維持について責任を持たなければならない。

第2条 残土処分

1. 残土処分は、監督員の指示する場内に置くこと。
2. その土砂が、降雨などにより場内から場外へ流出しないよう、措置を講ずること。

第3条 法面保護工

1. 法面保護ブロックは図面に示された寸法、斜面勾配に従い施工しなければならない。
2. 盛土法面は、はだ落ちしないよう充分転圧し整形を行わなければならない。
3. フィルター材は、切込碎石（C）0～40mm を使用し、充分締固めを行い、流亡沈下の恐れのないようにしなければならない。
4. 制波ブロックは平張ブロック 500×500×120mm を使用することとする。
5. 曲線部及び局部でブロック施工できない箇所は平張ブロックと同程度以上のコンクリートにて仕上げなければならない。

第4条 堤体法面保護工

1. 配合する種子は、発芽、生育の特徴及び植物種の共存性、法面の土壌硬

- 度を考慮して選定する。選定後、監督員の承認を得るものとする。
2. 芝張りは選定種子の適正発芽時期内に行うのが望ましいが、やむを得ない場合は、施工後も散水など保護養生を行うこと。
 3. 止め串の使用数量は3本/m²程度を標準とする。
 4. 工事完了後引渡しまでに、発芽不良又は枯死した場合は、受注者は、その原因調査し、監督員に報告すると共に、再度施工し、施工結果を監督員に報告しなければならない。

第5条 堤体掘削

1. 堤体の表土はぎは、不良土層（腐食土、砂礫土等）及び草木根を取り除く作業であり、他の掘削箇所の土砂と混合しないよう入念に施工し、仮置流用土と混在しないようにすること。なお、後法の表土はぎは草木の根が残らないよう注意すること。
2. 堤体の掘削床掘は、計画線に従い入念に行い「過掘り」「掘り緩め」を行ってはならない。万一「過掘り」「掘り緩め」が起こった場合は、完全にすきとり、断面を整形して盛土（コアー又はランダム）しなければならない。また、堤体袖部には特に注意を払い入念に施工しなければならない。
3. 掘削作業中に土質の変化、湧水、亀裂のある場合には、監督員に報告し指示を受けなければならない。
4. 掘削土は極力堤体盛土に流用するものとするが、利用不可能な残土は処分する。再利用する掘削土は処分土と混合しないように管理すること。
5. 堤体袖部では、床掘基盤の状態（土性・密度等）によってカットオフの施工の必要性を確認するので、監督員の承認を得た後、タンパーで入念に締固め、十分な水密性が得られるようにする。

第6条 締固め

1. 使用機械

堤体盛土の転圧はタイヤローラ（8～20t）か振動ローラー（3～5t）を使用するものとし、転圧できない箇所は100kg級タンパー、800kgハンドガイド式振動ローラで転圧するものとする。

2. 締固め

（1）盛土1層当たりの仕上り厚さ及び転圧回数は使用機種により下記の盛土区分：ランダムを標準とするが、盛土実施前に監督員立会いのもと盛土試験を行い、転圧回数、施工方法等について協議すること。

（2）ランダム盛土斜面において、計画線より0.5～1.0m程度余分に

盛土を行い、計画線までは十分に転圧施工するものとする。余盛りした土は正規断面に切り取りを行い、ランダム用土として流用しても良い。

- (3) 作業の最終転圧時には池傾斜を付け、降雨時等にて水がたまらないように平滑に仕上げることを望ましい。
- (4) 降雨が想定される場合は、転圧面をシート等にて養生することが望ましい。

第3節 コンクリート工

第1条 一般事項

- 1. 一般事項は、別紙「農業農村整備事業共通仕様書」によるものとし、それ以外の特記事項は、次のとおりである。

第2条 生コンクリート示方

呼び強度 N/mm ²	スラ ン プ (cm)	粗骨材最 大 寸 法 (m)	セメント の種類	摘 要
18	8	40	BB	無筋コンクリート

※上記以外のものを使用する場合は監督員の承諾を受けなければならない。

第3条 水セメント比の上限値

- 1. 土木コンクリート構造物の耐久性を向上させるため、本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とすること。

第4条 型 枠

- 1. 本工事に使用するコンクリート型枠について、鋼材型枠等の使用に努める。合板使用の場合は、針葉樹の複合合板を積極的に使用するとともに、可能な限り県産木材の使用に努めること。また、合板の合理的使用などにより反復使用回数の増加に努めること。

第5条 型枠検査

- 1. 型枠組立が完了した後、コンクリートを打設する前に監督員の承認を受けること。
- 2. 写真管理はリボンテープ、マグネット、クリップ、デジタルノギス等

を使用し、型枠組立状況が写真でも確認できるよう工夫すること。

第6条 打ち継ぎ目処理

1. コンクリート打ち継ぎ目は、硬化前にワイヤーブラシ等でレイタンスを除去し、敷モルタルを行ってからコンクリートを打設すること。なお、打ち継ぎ目処理剤は使用しないものとする。

第3章 品質管理及び施工管理

第1節 品質管理及び施工管理

第1条 一般心得

1. 受注者は本仕様書及び別添ため池工事施工管理基準（土木工事施工管理基準（最新版）の「ため池改修工事」よりも優先すること）に基づいて、次条に示す管理対象項目について管理試験を行い、その結果を監督員に報告すると共に記録管理しなければならない。
2. 主任技術者又は監理技術者は、共通仕様書第1編1-1-12に規定する2)若しくは(3)の資格を有するもの、又は建設業法第7条第2号イ若しくはロに該当するもののうち、ため池工事について経験と専門的知識を有するものでなければならない。
3. 工事完了後外面から明視できない箇所及びまた重要な工事部分については、寸法及び施工状況が判定出来るよう充分留意して写真撮影をし、工程順に整理して監督員に提出し、承諾を得なければならない。
4. 本工事完了後は、次の工事着手まで湛水する予定であるが、漏水等の問題が発生した場合は、必要な対策を請負者の責任において行うこと。

第2条 工事施工に関する管理対象項目

1. 工程管理
2. 品質管理
 - (1) コンクリート二次製品の品質管理資料
 - (2) コンクリートの品質管理資料
 - (3) その他監督が必要と認め要求する品質管理資料
3. 施工管理
 - (1) 堤体盛土の施工管理資料（施工計画書に試験計画書を添付すること）

工種		試験（測定）項目	試験方法	試験（測定）基準
堤 体 盛 土	コアー	含水量試験	現場含水比測定法	盛土作業をする日すべて
		締固め密度の測定	現場密度測定法	盛土高さ 1.0m 上がるごと におおむね 40.0m 間隔で 1 回行うものとする。
		透水係数の測定	現場透水係数測定法	
	ランダム	含水量試験	現場含水比測定法	コアーと同一とする。
		締固め密度の測定	現場密度測定法	〃

（２）その他監督員が必要と認め要求する施工管理資料

４．出来形管理

（１）直接測定による出来形管理資料

（出来形のばらつきを確認するため、度数表又は、ヒストグラムを作成すること。試験結果打点数が 10 以下の場合は省略）

（２）撮影記録による出来形管理資料

（３）他監督員が必要と認め要求する出来形管理資料

第４章 その他

第１節 リサイクルの推進及び建設廃棄物の取り扱い

第１条 建設副産物対策

- １．本工事は「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律 104 号）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講じることにより、「兵庫県における建設リサイクル行動計画」（平成 10 年 6 月策定）の推進を図る。
- ２．「資源の有効な利用の促進に関する法律（改正リサイクル法）」（平成 3 年法律 48 号、改題平成 12 年法律 113 号）に基づき、工事着手前に共通仕様書第 1－1－24 条第 5 項に記載しているとおり別に定める様式により「再生資源利用[促進]計画書」（別添 1）を作成し監督員に提出しなければならない。
- ３．受注者は、工事完了後に「再生資源利用[促進]実施書」を作成し発注者への提出及び 1 年間の保管を行わなければならない。建設リサイクル法第 18 条に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の完了報告はこれを兼ねるものとする。

4. 対象とする品目

	建設資材・建設副産物
搬入	土砂、砕石、加熱アスファルト混合物の新材及び再生資材、その他の再生資材（再生コンクリート、パーティクルボード等の再生２次製品）
搬出	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物、金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベスト（飛散性）

第２条 産業廃棄物等の取り扱い

- 建設副産物の処理及び骨材等資材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材等納入業者の利益を不当に害することのないよう留意すること。
- 建設工事により伐採された樹木は産業廃棄物に該当するので特に注意すること。

（別添１）

建設副産物実態調査搬出先調査票 ー再生資源利用〔促進〕計画書（実施書）

公共工事・民間公益企業発注工事〔元請会社用〕

建設副産物対策近畿地方連絡協議会

（別添２）

産業廃棄物管理票交付状況総括表				
工事番号		工事名		
請負者名		工事場所		
廃棄物の種類	管理票の番号	数量（トン）	運搬受託者の名称	処分受託者の名称

第３条 再生資源等の利用

- 現場発生材のうち、石材、二次製品水路、既製品柵については、現場再利用を検討するため、撤去作業時には監督員と協議を行うこと。

第４条 特定建設資材の分別解体等

1. 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔(平成12年法律第104号)。以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等に関する書面」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督員と協議することとする。

工程ごと の作業 内容及 び解体 方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	① 仮 設	仮設工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	② 土 工	土工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③ 基 礎	基礎工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④ 本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤ 本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	☐ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用

第2節 環境配慮、安全対策

第1条 池内外来種の駆除及び、在来魚種の保護

1. 本地区の池内の魚類及び植物の保護及び駆除については、監督員と協議を行い、対応すること。

第2条 景観、生活環境への配慮

1. 通常時において池内から濁水・土砂が流出しないよう適宜沈砂池等を設け対処すること。洪水時に流出した土砂は監督員の指示により清掃するこ

- と。
2. 周辺住民へ随時説明会を開催するため、受注者は出席すること。
 3. 周辺住民とのトラブル防止のため、周辺住民から直接受注者へ要望、苦情があった場合には速やかに監督員へ報告すること。
 4. ため池工事全般において、振動・騒音・粉塵による家屋等への影響がないよう細心の注意を払うこと。

第3条 騒音対策工

1. 本工事は特定建設作業を行う工事であるため、騒音規制法で定める規制値以下の作業音に抑制する必要があることは当然であるが、家屋が近接していることから低騒音型機械の使用に努めるなど、騒音の発生抑制に配慮しなければならない。特に住宅地に近接して行う構造物の取り壊し時は遮音シート等の設置に努めること。

第4条 工事現場内安全管理

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について、工事着手後定期的に作業員全員の参加により実施するものとする。
2. 休日や年末年始等の現場作業を行わない日においても、一日一回以上の見回りを行い、日誌に記録すること。
3. 池内の窪地等水がたまる箇所、泥に足をとられる箇所には転落、侵入を防止する高さ1.1m以上の仮囲いを設け、看板を設置し危険箇所であることを明示すること。

第5条 交通安全対策

1. 早朝に資材搬入業者の車両が公道上で待機することが絶対に無いよう調整を行うこと。
2. 児童生徒通学時等の事故回避のため、午前9時までは付近公道における運搬作業を極力避けること。学校の休日であっても同様とする。
3. 一般交通の安全確保のため、過積載の車両により搬入された資材を受け取ってはならない。建設廃棄物等の搬出時の運搬も同様である。
4. 県道、市道、農道、生活道路を利用する場合、受注者の責任において事前に関係者の了解を得、交通安全に努め、道路の清掃・散水・維持補修をすること。また、住宅近辺では徐行すること。

第6条 工事看板の設置

着工に先立ち、付近住民及び一般通行者に本工事に対する理解と協力を

求め、更に工事の安全を図るため、工事現場あるいはその付近の見やすい場所に工事標示板を設置しなければならない。

第3節 県内産品の使用促進

第1条 建設資材、物品等の調達における県内産品の使用

本工事に使用する建設資材については、県内産品の優先使用に努めることとする。特に主要資材（別紙「主要資材リスト」）の調達にあたっては、原則として県内産品を使用することとする。

ただし、主要資材について県内産品の調達が困難な場合は、県内に本店や営業所等を有する取扱業者から調達を図るものとし、それでもなお止むを得ない理由でこれにより難しい場合は、使用する資材について監督員に「県内産品未使用理由書」を提出し、承諾を得るものとする。

第2条 県内産品の定義

ここでいう県内産品とは、県内で産出、生産、加工又は製造（県内工場）された建設資材を指す。

第4節 その他

第1条 工事カルテ

工事請負代金額 500 万円以上の工事について、請負者は受注時に契約後 10 日以内に、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

第2条 施行体制台帳

1. 請負者は、下請契約の有無に関わらず、建設業法第24条の7に基づいて施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事現場に備えるとともに、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第13条に基づいて監督員に提出するものとする。このとき施工体制台帳は様式－1及び様式－2、施工体系図は様式－3を参考として作成するものとする。また、請負者は、様式－4を参考に工事担当技術者の施工体系図を作成して、監督員に提出するものとする。工事担当技術者の施工体系図には、元請負業者の監理技術者及び専門技術者並びに下請負業者の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名等を記載するものとする。

2. 請負者は、建設業法施行規則第14条の2第2項第1号に基づく添付書類を施工体制台帳とともに、監督員に提出するものとする。

第3条 電子納品

1. 本工事は電子納品対象工事であり、工事完成図書は「農業農村整備事業電子納品マニュアル」に示されたファイルフォーマットに基づいて作成した電子データを電子媒体で正副2部提出するほか、下記については紙媒体で提出するものとする。
 - ・施工計画書、工事用材料使用承認願、完成図書
2. 完成図を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）」に基づいて作成するものとする。

第4条 交通誘導員

1. 本工事では交通誘導員の配置を見込んでいない。周辺住民の要望等があり、危険と判断された場合は監督員と協議を行い、必要に応じ配置を追加するものとする。配置する交通誘導員は、原則として交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を配置することとする。

ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置することとする。

資 格	資 格 要 件
1・2級交通誘導警備検定合格者	公安委員会が学科及び実技試験を行って、交通誘導警備に関して専門的な知識及び技能を有すると認めた者。
交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員	・警備業法における警備員指導教育責任資格者証の交付を受けている者。 ・警備業法における指定講習を修了した者。 ・警備業法施工規則における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を既に受けている者で、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験)が1年以上である者。

2. 請負者は、交通誘導員として交通誘導警備検定合格者を配置した場合、交通誘導警備検定合格証（写し）を監督員に提出するものとする。

請負者は、交通誘導員として交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員を配置した場合、交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有すると確認できる次の資料の何れかを監督員に提出するものとする。

- ・警備員指導教育責任者資格者証（写し）
- ・指定講習修了証明書（写し）
- ・警備業法施工規則 第二十六条第二項に定める基本教育、及び同条第2項、第3項に定める業務別教育（警備業法第二条第一項第二号の警備業務）を受講したことを証明する警備員名簿及び教育実施状況等の写し、及び交通誘導に関する警備業務に従事した期間（実務経験）が1年以上であることを証明する書類。

第5条 施工内容の変更

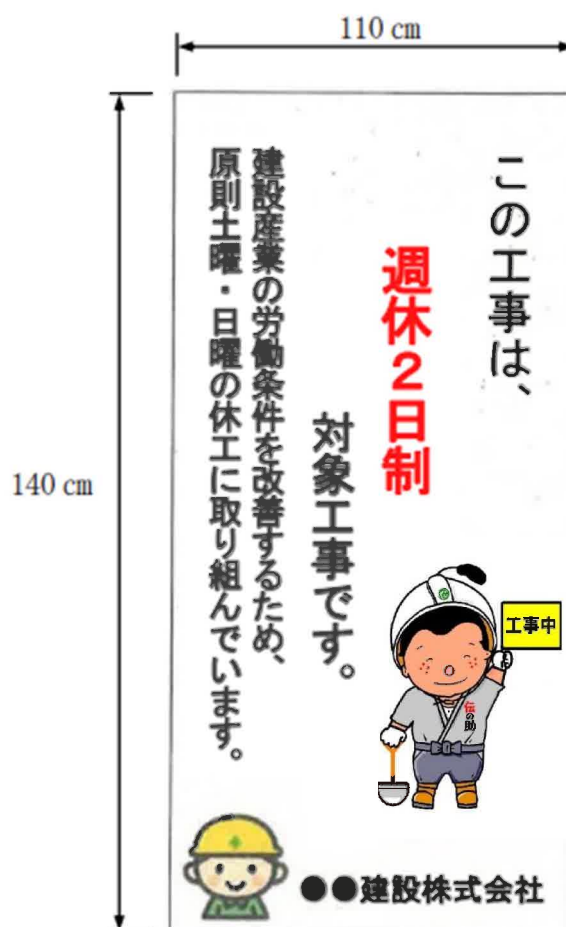
1. 本業務は、関係機関と調整の上で堤体工や洪水吐等の工事の追加が発生する場合がある。その際は、協議に応じ、真摯に対応すること。

第6条 週休2日制度

1. 本工事は、原則週休2日（土曜・日曜）を確実に取得できるよう工事を実施する「週休2日制度」の対象工事であり、その旨を工事看板に明記すること。（受注者は契約後、週休2日を反映した施工計画書を提出する。）建設業へ入職しやすい環境整備のため、週休2日が確実に確保できるよう受発注者間で工程を調整し、施工計画を作成するなどの取り組みを行う。
2. 悪天候や作業工程等の理由により、平日が現場閉所となり、土曜や日曜に作業を行った場合は、1ヶ月あたり2日を上限として、土曜・日曜の現場閉所日を平日に振り替えることを可能とする。なお、完全週休2日（同一週内での週休2日）または月単位の週休2日が認められる状態になるよう振り替えること。
3. 毎月、監督員に翌月の現場閉所日を記載した「休日取得計画書（別紙1）」を提出すること。
4. 現場閉所日の振替を行う場合、工事打合簿により、その理由と振り替える日を事前に監督員に連絡すること。
5. 毎月、監督員に前月の現場閉所の状況を「休日取得実績報告書（別紙2）」により報告すること。
6. 現場稼働中の工期〔工事着手前（現場測量等）、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、一時中止期間、工場製作期間、工事完了後等の期間を除く〕において現場閉所の週休2日（完全週休2日（土日）または月単位の週休2日）の達成状況（平日振替日※を含む）の確認のため、受注者は「工事履行報告書（別紙3－1）」を提出すること。

7. 当該制度に係る労務費等経費補正が廃止されたことに伴い、本工事においても労務費等経費補正は行わないものとする。
8. 土曜・日曜の休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が休日に書類作成等の内勤業務や他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
9. 受注者は、週休2日制度から週休2日制度（交替制）へ変更する場合、工事着手までに発注者と協議の上、変更することができる。ただし、工事着手後の変更は認めない。
10. 下請企業に対し、週休2日の取組みにあたり、必要な事項について協力を求めること。
11. 受注者は、週休2日制度対象工事であることを、工事看板に明記すること。（別紙5－1）

＜週休2日制度対象工事であることを明記する工事看板例＞



別紙5－1

第7条 定めなき事項

1. この特記仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督員と協議するものとする。

<参考>

施工計画書添付資料一覧

- ・ 施工体制台帳
- ・ 特殊作業（溶接等）の資格証の写し
- ・ 使用重機の規格仕様書写し
- ・ 運搬車両の車検証の写し
- ・ 土砂等運搬経路図
- ・ 安全管理看板、交通整理員等の配置計画図
- ・ 特定建設作業実施届出書の写し
- ・ 道路占用工事等の警察許可写し
- ・ 出来型管理計画は測定箇所図を添付（ため池の場合、盛土管理予定位置図）
- ・ 産業廃棄物等処理計画書
- ・ 再生資源利用計画書
- ・ 施工計画書とは別途提出 工事カルテ受領書の写し（着手、変更）
- ・ その他監督員の指示したもの

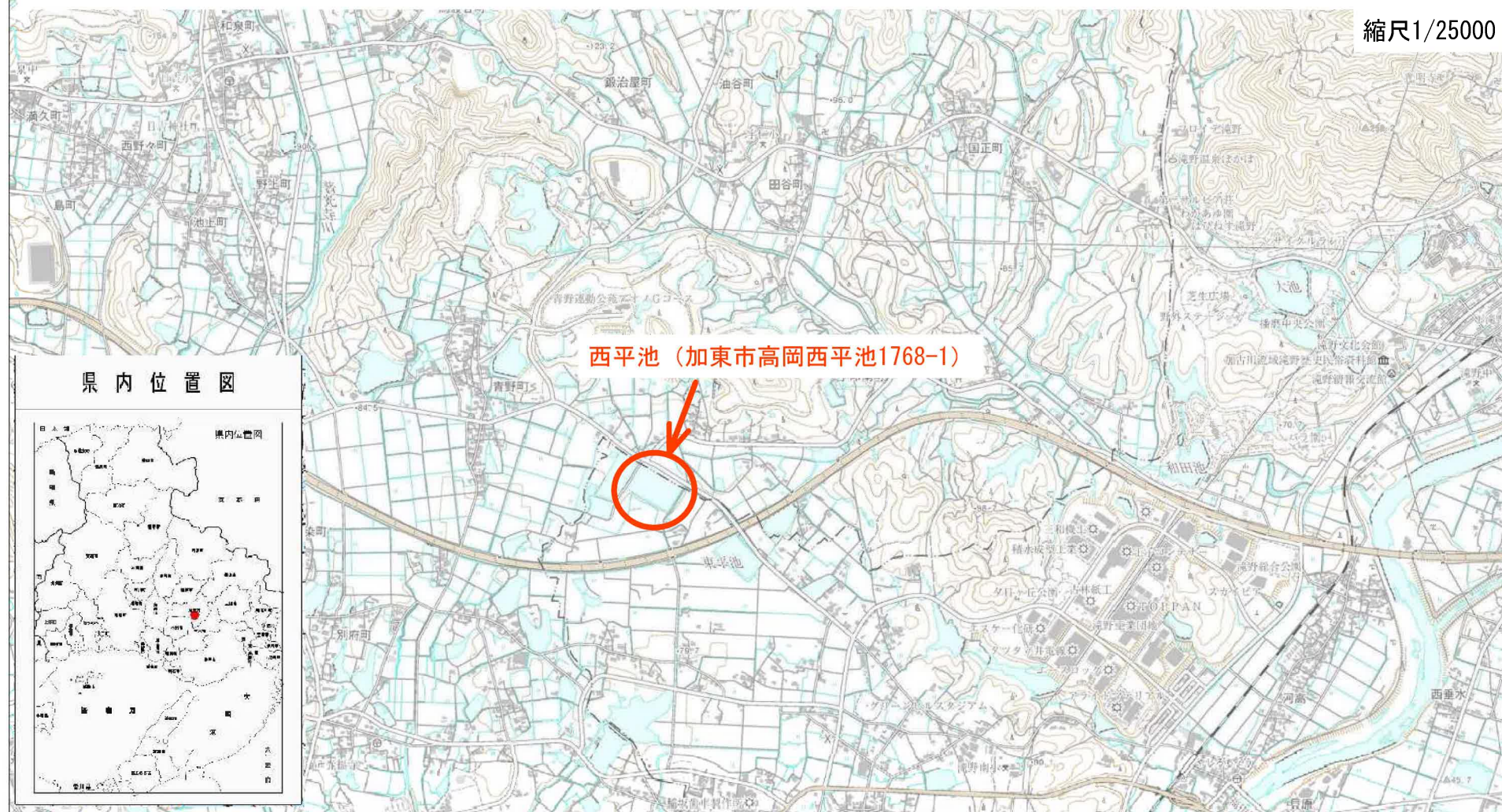
完了時

- ・ 工事検査時提出資料一覧
- ・ 工事写真
- ・ 出来型成果表（管割図、展開図、構造図、測量図、取壊し断面図なども含む）
（周回道路については、盛土量を算出したもの）
- ・ 工程管理（月ごとの進捗を報告したもの）
- ・ 品質管理（盛土管理含む。日々の含水比管理もグラフにすること）
- ・ 材料検収表（2次製品の材料検査表、土等の搬入時の積載量検収書類等含む。コンクリート納入時間の記入を確認。）
- ・ 材料納入伝票（集計表、設計量との比較表添付）
- ・ 産業廃棄物等処理完了報告書（マニフェスト票添付）
- ・ 再生資源利用実施書
- ・ 完成届、引渡書、請求書

- ・ 完了時工事カルテ受領書の写し
- ・ 試験結果表（六価クロム他、指示したもの）
- ・ 作業日報、安全管理の実績報告をまとめておく。（提出の義務無し。工事検査時持参しておくこと）
- ・ その他監督員が指示したもの

令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区 西平池法面保護工事 位置図

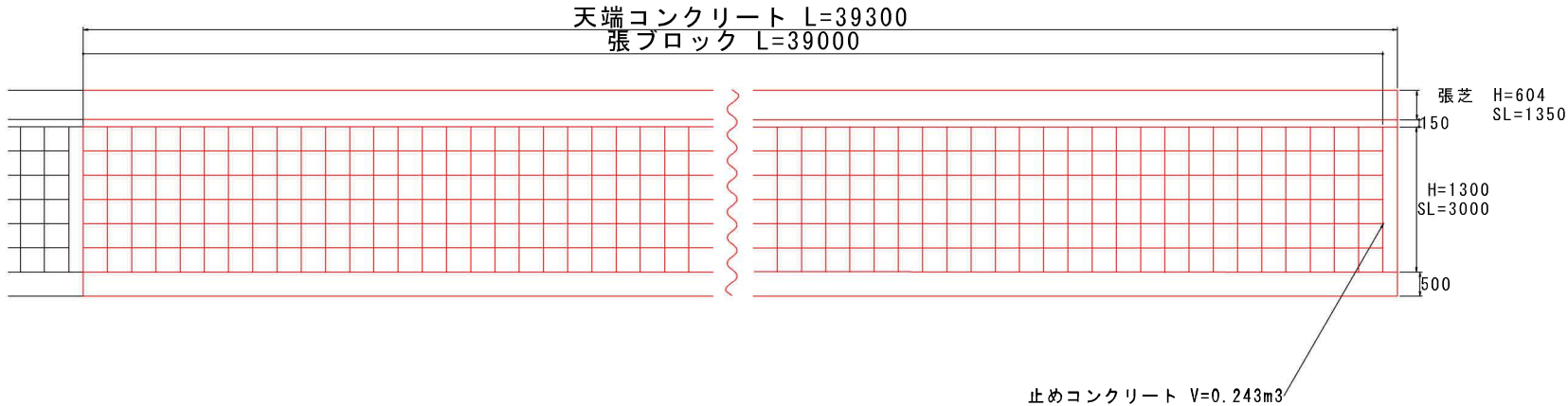
縮尺1/25000



令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区 西平池法面保護工事 平面図

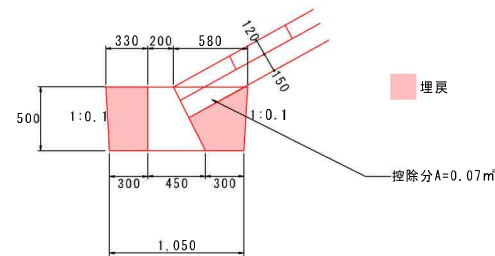


張ブロック展開図
S=1:50



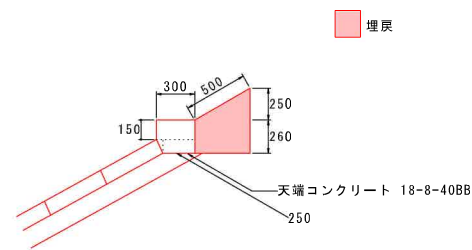
工事名	令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区 西平池法面保護工事		
図面名	張ブロック展開図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	図示	図面番号	1/4
事業者名	兵庫県 加東市		

基礎コンクリート土工（二次製品）
S=1:20



工事名	令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区 西平池法面保護工事		
図面名	基礎コンクリート土工（二次製品）		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	図示	図面番号	2/4
事業者名	兵庫県 加東市		

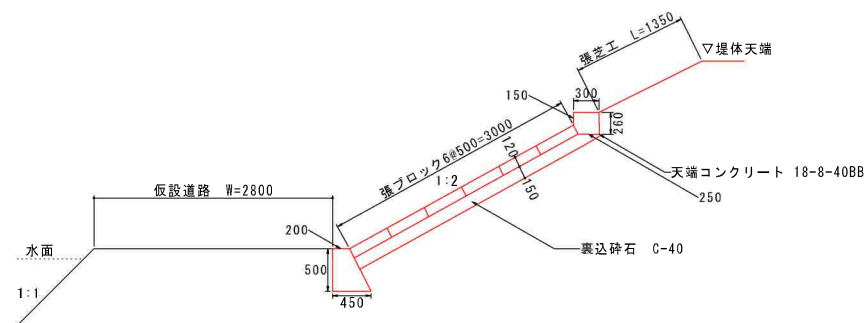
天端コンクリート
S=1:20



※天端コンクリートは、目地材（エラストイト）を5mに1箇所設置する。

工事名	令和6年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区 西平池法面保護工事		
図面名	天端コンクリート		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	図示	図面番号	3/4
事業者名	兵庫県 加東市		

張ブロック 構造図
S=1:30



工事名	令和8年度 土地改良施設維持管理適正化事業 高岡地区 西平池法面保護工事		
図面名	制波工詳細図		
作成年月日	令和8年10月		
縮尺	図示	図面番号	4/4
事業者名	兵庫県 加東市		